

# 広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第78号

(H25.10.10)

## 今月のトピックス

Xmas パーティのお知らせ	1 ページ
巻頭言 中区支部 三次みさと	2 ページ

## 行事報告

宇品公民館講演	2 ページ
基町介護予防教室	3 ページ
第1回学術講演会	4 ページ

## 支部便り

中区支部	5 ページ
東区支部	5 ページ

## 各部からの報告

保険・医療対策部	6 ページ
情報調査部	8 ページ
広報部	18 ページ

9月定例理事会報告	19 ページ
-----------	--------

## Xmasパーティのお知らせ♪

日時 12月21日(土) 午後4時30分～  
場所 ANAクラウンプラザホテル広島



今年なんと!「ジュディ・オング」ディナーショーです!

例年通りお楽しみ抽選会も豪華景品を取り揃えて  
お待ちしております。

ご家族、スタッフの方々と是非お越してください。

巻末にチラシを同封していますのでご覧ください。  
申し込み方法については後日お知らせいたします。

## 巻 頭 言

広島市歯科医師会 中区支部副支部長 三次みさと

今期、中区副支部長になりました三次みさとです。前副支部長の石嶋先生が実に正統・実直の方でしたので、こんな私で大丈夫(?)と思っています。が、熱血漢の波田先生を抑える事なだめることを役割として務めさせていただきます。宜しくお願い致します。

開業当初より幼い二人の息子を一人で育て、苦勞していた時、東広島の歌野原迪子先生から色紙を頂きました。『千両蔵より子は宝也』と書いてありました。今も私の診療室の壁に張らせて頂いています。その言葉を励みにして、当時(昭和61年5月)6才と4才だった息子達は34才と31才の頼もしい青年になりま

した。息子達の為に料理しなくなった昨今、献立メニューも思い浮かばない状態なのに、どうやって仕事と家事と育児を両立してやって来れたのか不思議です。体力も充分あったのでしょうか、一人で何とかしなくては・・・という気力もあったのでしょうか、今思えば、自分で自分をほめたい気持ちです。

幸い、次男が歯科医を志し、もう少しで口腔外科の専門医を取れたら、広島に帰って来てくれるそうです。世代交代もうすぐ出来ます。その折には歯科医師会の先生方にご指導ご鞭撻宜しくお願い申し上げます。

## 行 事 報 告

### 広島市宇品・似島地域包括支援センター一介護予防教室

日時：9月18日(水)午後1時30分

場所：「宇品公民館」

広島市宇品・似島地域包括支援センターと広島市南保健センター共催による介護予防教室が開催され、谷巖範市歯会公衆衛生部委員と歯科衛生士 吉田純子氏による「お口の健康について」と題した講演が行われた。

講演では、歯と口の健康は全身の健康に大きく係わっており、現在の高齢社会において、いかに長く生きるかだけでなく、「いかに自立して健康で暮らせるか」を考慮した健康寿命の概念があることを説明した。また、現在10年前後と言われる天寿と健康寿命との差(つまり寝たきりの時代)を縮める大きな鍵の一つが、「8020」の達成にあると考えられ、

それこそが我々歯科医師の使命であると訴えた。「噛む」ことがいかに体全体に影響があるか、介護を防げるようになるかの症例ビデオや、反復唾液嚥下テスト・唾液腺マッサージ等の実技も織り混ぜながら、かかりつけ歯科医と地域包括支援センターがともに協力して高齢者の口腔機能の向上を目指していることを説明し、講演を終了した。

講演後には参加者からの活発な質問があり、関心の高さが伺われた。今後も歯と口の健康の重要性を啓発すべく、地域からの講演依頼には積極的に対応していきたいと考えている。



講演を行った谷徹範氏

## 基町介護予防教室

日時：9月20日（金）午後1時30分

場所：基町小学校「教育相談室」

広島市基町地域包括支援センター主催の介護予防教室において、若林大輔公衆衛生部委員が「口腔ケアについて」と題して70～80歳代の方を対象に講演を行った。

講演では、摂食嚥下訓練を行うことは誤嚥性肺炎の予防のためだけではなく、口腔機能の維持、向上することが脳の活性化につながる事、そして食事の楽しみを失わずに老後を快適に過ごす事は、健康寿命の延伸にもつながることについて、舌運動やパタカラ運動等の実習を交えながら解説した。加えて広島市の介護予防事業に組み込まれている口腔機能

向上サービスについて通所事業所等での単独実施よりもかかりつけ歯科医院で実施される口腔機能向上サービスの方がより効果が上がる事が明らかになっており、かかりつけの歯科医院を持つことの重要性について周知し、講演を終了した。講演後には「舌や口唇が筋肉痛になったがスッキリした」、「これからも続けてみようと思う」との意見が聞かれ、口腔ケアに対する認識が深まったことが伺われた。

今後も地域包括支援センター等との連携を深め、地域に根差した公衆衛生活動を行っていく予定である。



講演をする若林大輔委員

## 平成 25 年第 1 回学術講演会

日時：9 月 21 日（土）午後 6 時 30 分

場所：県歯会館 6 階「ハーモニーホール」

「最新の歯内療法と今後の展望」と題し、石井信之神奈川歯科大学口腔治療学講座歯内療法学分野教授を講師としてお招きし、学術講演会が開催された。本山智得学術部理事の挨拶後、中島克学術部委員長の司会進行で講演会は進行し、日常臨床頻度の高い歯内療法にマイクロスコープを使用することにより、歯根破折等の確実な診断および治療の可視化が図れ、歯内療法の効率化と臨床成績の向上が可能となることについての講演があった後、現在、多く用いられている Ni-Ti ファイルを用いた根管の拡大形成の要点について Straight Line およ

び Glidepath の重要性、従来より行われている次亜塩素酸ナトリウムと過酸化水素水を用いた根管洗浄に代わり、次亜塩素酸ナトリウムと EDTA を併用した根管洗浄の有効性ならびに根管充填法として垂直加圧充填の優位性など多岐にわたって貴重なお話を聞くことができた。また、日常臨床を行っていく上で、これらの基本的なステップを積み重ねることにより確実に良好な予後が、得られることを強調された。講演終了後も、質疑応答にて活発な議論がなされ、進藤典久副委員長の閉会の辞をもって盛会のうちに終了した。



講演中の石井信之教授

講演中の様子



# 支 部 便 り

## 中区支部

### 広島市歯科医師会中区支部ソフトボールチーム中締め会

日時：9月20日（金）午後7時30分

場所：カープ鳥「きのした」

今年は、念願のAクラス昇格を果たしたのではあるが、一番チームを盛り上げていくのに肝心な時期の練習が雨天中止になったため、例年と比べると仕上がりが少し遅れている感じは否めないが、しかしこの中締め会においてはメンバーの多数が集結したのであった。

関野憲三中区支部顧問の乾杯の音頭により、宴の始まりとなり、和気藹々とした雰囲気調整遅れの暗いムードを吹き飛ばしたのであった。また今年は、カープに目をやると3位という好位置

につけていることもあり、オーナーの木下富雄氏の今後の展開は非常に明るいというものであった。そして、当日偶然にもカープOBで、評論家の安仁屋宗八氏も来店されており、「今年はクライマックスシリーズを勝ち抜き、日本シリーズの可能性ある。」という氏の一言で、一同大いに盛り上がったのである。

10月20日の本番でのお互いの健闘をちかいながらも、最後はオーナーの木下氏、そして安仁屋氏を加えて参加者全員で記念撮影を行った。



中締め会に参加した  
中区ソフトボールメンバー

## 東区支部

### 東区老人クラブ連合会

日時：9月29日（日）午前10時

場所：東区総合福祉センター

「東区老人クラブ連合会スポーツ芸能大会」が開催され、広島市歯科医師会東区支部から木村太言東区支部長、遠藤邦彦氏、片内恒平氏の3名の歯科医師が東区地域保健対策協議会の一員として東区医師会・広島市薬剤師会とともに参加

した。各種団体のスポーツ芸能の披露のほか バザー・食べ物コーナーが並ぶなか、1日だけの総合病院をテーマに健康ブースを開いた。東区支部としては例年どおりの歯科相談に加えて、希望者には広島市歯科医師会の口臭測定器ブレス

トロンによる口臭測定を行った。日頃歯科医院では聞きにくい事の相談やあまり意識していない口腔衛生状態啓発に有意義な一日であった。なお相談・測定者は 42 名であった。東区支部では

子育て交流広場・女性会にも参加予定である。尚 この度作成した写真付き広島市歯科医師会身分証明書がネームプレートとして役立った。



東区老人クラブに参加した  
東区支部の会員

## 各部からの報告

### 保険・医療対策部

### 金融・証券税制の改正ポイント

金融所得課税の一体化のための改正のほか、少額投資非課税制度（NISA）拡充などが図れる一方、現行の証券税制軽減税率は平成 25 年末で廃止されます。これらの改正ポイントを整理してみます。

#### 1. 証券税制の 10%軽減税率の廃止

当初、平成 20 年 12 月末及び平成 21 年 3 月末で廃止される予定だった上場株式等に係る配当及び譲渡等の 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）は、延長に次ぐ延長を重ね、平成 25 年 12 月 31 日まで適用されます。

軽減税率は、平成 25 年 12 月 31 日で

廃止され、廃止後の税率は 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。

なお、所得税部分には、復興特別所得税が別途課税されるため、源泉徴収に係る税率は、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）となります。

#### 2. NISA

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から創設された制度で、少額の上場株式等への投資を非課税にするものです。イギリスの ISA（個人貯蓄口座）を参考にして作られたことから、「日本版 ISA」（NISA）と呼ばれています。

平成 22 年度税制改正の際に創設されましたが、上場株式等の配当・譲渡等の軽減税率の終了後に施行される予定であったため、軽減税率終了後の平成 26 年 1 月 1 日以降に導入されます。

この NISA が平成 25 年度税制改正により、次のように大幅に拡充されています。

(1) 非課税口座開設期間

非課税口座を開設できる期間は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 10 年間に拡大されました。

非課税口座では、毎年非課税管理勘定を設定して、年間で合計 100 万円以下の上場株式等を受け入れることができます。

(2) 非課税期間

非課税管理勘定に受け入れられた株式については、勘定設定日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年以内にその株式等を譲渡した場合の譲渡益がそれぞれ非課税とされます。

(3) 受け入れ可能株式等

非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等は、その非課税口座を開設した金融商品取引業者を通じて新たに取得した上場株式等とその非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等です。

したがって、5 年間の非課税期間を経過した年分の非課税管理勘定株式を受け入れて、それからさらに 5 年間非課税の適用を受けることが可能です。

(4) 手続き

非課税の適用を受けるためには、非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を通じて、税務署長に対して「非課税適用確認書」の交付を申請する必要があります。

非課税適用確認書には、勘定設定期間に応じた基準日における住所等が記載されることになっています。

### 3. 金融所得課税の一体化

金融所得課税の一体化のために、次のような課税方法の改正が行われ平成 28 年 1 月 1 日から適用されます。

(1) 特定公社債等

国債や地方債などの特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託受益権、特定目的信託の社債的受益権で公募のもの（「特定公社債等」という）について、その利子等が源泉分離課税の対象から除外され、原則として 20.315%の税率による申告分離課税とされます。この利子等については、確定申告をしないことが選択できます。

特定公社債等を特定口座に受け入れることが可能となり、口座内での損益通算もできます。

(2) 一般公社債等

特定公社債等以外の一般公社債等の利子は、現行の 20.315%の税率による源泉分離課税が維持されます。一般公社債等を譲渡した場合には、非課税の対象から除外され、20.315%の税率による申告分離課税の対象とされます。

(3) 割引債

割引債を含む公社債の譲渡所得等を 20.315%の税率による申告分離課税とする事に加えて割引債の償還差益についても譲渡所得等として 20.315%の税率による申告分離課税とされます。また、発行時の 18%源泉徴収を適用しない事とされ、償還時に 20.315%の税率で源泉徴収する仕組みに改められます。

(4) 株式等の譲渡所得等の分離課税の改組と通算

株式等の譲渡所得等は、上場株式に係るものと非上場株式に係るものを区分し、公社債等の譲渡所得等と合わせて、①特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得の分離課税、②一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されます。上場株式の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益の相互の通算が出来なくなります。

## ▼在宅医療の「患者紹介ビジネス」「架空診療所」、中医協総会でも支払側委員が問題提起

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/6484>

厚生労働省は9月4日、第248回中央社会保険医療協議会総会、第13回費用対効果評価専門部会、第58回保険医療材料専門部会を開催した。

総会において支払側委員より、昨今、新聞等で取り上げられている在宅医療における「患者紹介ビジネス」や「架空診療所」等についての問題提起があり、これを受けて厚生労働省事務局よりの説明が行われた。

日本歯科医師会より出席している堀憲郎常務理事は「日本歯科医師会としても関心を持

っている。地道に行っている在宅歯科医療をしっかりと評価してもらいたい一方、**営利目的で大々的な企業形態で行うものについては、個別に厚労省が指導、監督機能を発揮してほしい**とお願いしている。法的に規制することは難しいという説明であるが、さらなる検討を求めたい。規制が難しいということで、地区歯科医師会からの情報も挙がらなくなってきており、一度日本歯科医師会から改めて情報収集することも考えたい」との認識を示した。

### *Point of view*

先日、保険の集団指導に参加させていただきましたが、かなり強い口調で不正の防止を説いておられました。故意だけでなく過失でも非を問われそうな雰囲気です。ご注意ください。

## ▼教育講演「ヒトの歯の再生に向けた戦略と展望」、日本再生歯科医学会

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/6457>

第11回日本再生歯科医学会学術大会(和田守康大会長・日本大学松戸歯学部付属病院長)が8月31日、日本大学理工学部CSTホール(東京・駿河台)で「再生歯科医療のパラダイムシフト」をメインテーマに開催された。

特別講演では東京大学医科学研究所の清野宏所長が粘膜免疫のメカニズムを解説、その働きを利用した経口ワクチンとして、「医療

用コメ」の開発状況を明らかにした。

教育講演「ヒトの歯の再生に向けた戦略と展望」では、岩手医科大学の原田英光教授がiPS細胞の利用によって歯の再生が可能であることを示唆し、「臨床応用へのハードルは高いが、いつか貢献できることを信じている」と述べた。

### *Point of view*

◎再生医療・iPS細胞・・・近未来の医療が現実化しつつあります。

## ▼医療事故報告の徹底を…総務省が厚労省に勧告

YOMIURI ONLINE <http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20130830-OYT1T01023.htm?from=ylist>

総務省は30日、医療事故の分析を行う公益財団法人「日本医療機能評価機構」の情報収集事業の調査結果を公表した。

17の医療機関で2011年度に発生した事故(7150件)のうち、3%(229件)しか同機構に報告されていなかったことが判明し、総務省は同日、厚生労働省に対し、医療機関への指導徹底などを求める改善勧告を行った。17機関はいずれも

大規模病院で、医療事故が発生した場合、同機構への届け出が義務づけられている。

また、12年に126の医療機関を調査した結果、人工呼吸器が導入された64機関中34機関(53%)で定期的な研修が実施されず、呼吸器関連の医療事故が5件確認された。総務省は同日の勧告で、呼吸器を使用する全機関に研修を要請するよう求めた。

(2013年9月1日14時01分 読売新聞)



◎「何事も包み隠さず」これは行政だけではなく、患者さんに対してもいえる場合が結構あるようです。

## ▼舌ブラシに要注意？味覚異常、細菌繁殖の原因になるとの声も

LivedoorNEWS <http://news.livedoor.com/article/detail/8022344/>

ここ数年「口臭の原因である舌苔を取り除く」「口腔内の雑菌を取り除いて歯周病やウイルス感染を予防する」などもっともらしい効能をうたい急速な広まりをみせている舌ブラシ。

芸能人を使ったCMやアフィリエイト戦略も巧みで、いつの間にかスーパーマーケットやドラッグストアの定番商品となっているが、読者の皆さんの中にも愛用されている方が多いのでは？

しかし一方で、口臭治療に関する著作や研究で知られる本田俊一医師はこのブームに警鐘を鳴らしている。本田医師はサイト『口臭解決のヒント』(<http://www.age.ne.jp/x/rie-d/k293.htm>)内で発表した記事中で「(舌磨きに関して)素人の場合

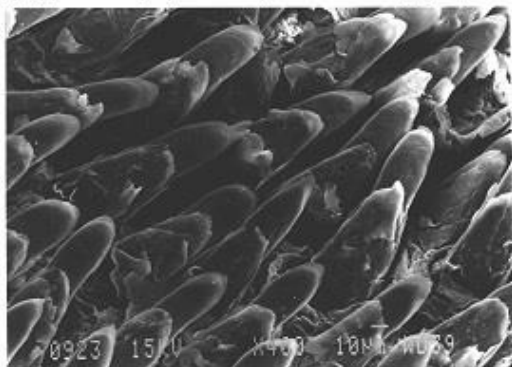
にそのようなことが平気でできてしまうのは、口の粘膜の特殊性を知らないからです。口腔内粘膜は、他の粘膜と違って、痛みに非常に鈍感なのです。理由は、解剖学的には口腔内の痛覚は他の粘膜に比較して非常に少ないからです。」

「しょっちゅう舌を磨く習慣のある人の舌粘膜は図-2(ラットでの実験画像)のようにズタズタになっていることが考えられます。このような損傷を受けた舌表面粘膜は、ますます過敏になり、その上に化学製品である合成界面活性剤に暴露され続けられれば状況は非常に悪化していくことが考えられます。行き過ぎると、舌表面から出血が起こったり、味覚異常が起こるようになるでしょう。」

### 舌を磨くことの医学的・歴史的考察-2 名前: HONDA 11/9(日)10:52

もしも、舌をブラシでこすればどのようになるかは、次のスライドを観れば分かるでしょう。

通常健康な人の舌表面には、繊細な舌乳頭が絨毯のようにびっしりと存在します。(これは、ラットの舌表面です。)



(図-1) 健康なラットの舌表面の構造)

ラットの舌に合成界面活性剤(合成発泡成分)を含む市販の歯磨き剤を使用しただけで次のような状態になります。



(図-2) 合成界面活性剤入り歯磨き剤を使用したラットの舌表面の状態。

とこれまでの研究、実験結果を提示した上で舌ブラシの有効性を完全否定しているのだ。

また、別の歯科情報サイト『歯チャンネル 88』(<http://www2.ha-channel-88.com/soudann/soudann-00039917.html>)でも、ユーザーから寄せられた「舌ブラシはむし歯予防にも効果がありますか？」という質問に対して、「むし歯予防には全く効果がありませんし、歯周病治療には基本的なことでは十分です。間違えると、舌を傷つけて表面の味覚が落ちてしまう危険や、最悪がんなどになるという話も聞いたことがあります。」(国際ビル歯科 相良俊男医師)

「私が教わったスウェーデンのイエテボリ大学の講義では、舌を磨くと、舌の表面にある舌乳頭が長くなり、より細菌が繁殖しやすい環境になる

為、基本的には磨かないほうが良いとのことでした。」(美江寺歯科医院 小牧令二医師)

など回答した5人の医師全員が否定的な見解を述べ、歯周病の予防効果についても大半が疑問視している。

舌ブラシの宣伝に協力し効能に太鼓判を押している医師も多数いるので、今回紹介した意見と比べどちらが正しいかと断定することはできない。しかし実際に舌ブラシを使用してなんらかの結果を得るのは末端の消費者だ。どんな器具にでも共通することだが、使用に当たってはよくよく調べて検討し、納得した上でなくてはならないだろう。

※画像は『口臭解決のヒント』『歯チャンネル 88』から引用いたしました。

### *Point of view*

◎昔から「過ぎたるは及ばざるがごとし」と申します。歯ブラシを力いっぱい押し付けて歯肉に傷をつける患者さんを見かけますが、舌も擦りすぎれば傷もつくでしょう。

## ▼ 医療費38・4兆円…10年連続で最高額更新

<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20130910-OYT1T01136.htm?from=main1>  
Yomiuri.co.jp

厚生労働省は10日、2012年度の医療費(概算)の総額が38兆4000億円(前年度比1.7%増)に上り、現在の調査方法となった00年度以来の最高額を10年連続で更新したと発表した。国民1人当たりの医療費は30.1万円(同1.9%増)で、初めて30万円を超えた。概算医療費は、自由診療を除く医療費の合計で、伸び率は前年度の3.1%から鈍化した。1人当たりの医療費を比較すると、70歳未満が18.1万円だったのに対し、70歳以上は

80.4万円、75歳以上は91.5万円だった。70歳以上の高齢者にかかった医療費は17兆4000億円と、全体の45.4%を占めた。

医療費総額の伸び率を都道府県別に見ると、宮城県が4.3%で最も高かった。厚労省は「東日本大震災からの復興が進み、医療機関が再建されているため」と分析している。宮城県以外では、東京都(2.8%)、神奈川県(2.7%)、福島県(2.6%)、千葉県(同)などの伸び率が高かった。

### *Point of view*

◎国民医療費は、毎年右肩上がりの状態で、今年も過去最高値を記録しました。超高齢化社会に向かっている現在、これからも医療費は上がる一方なのは、大方の予想がつきます。我々の立場から考えるに、現状より更に「予防」を充実させることで、病気の発症を未然に防げれば、医療費の抑制につながるかと思えます。国民の意識が「予防」にシフトしていけるよう、啓発活動を充実させられればと思います。

## ▼ 診療報酬震災特例措置を半年延長 厚労省

<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130904/trd13090421150010-n1.htm> Sankei.jp

厚生労働省は4日、東日本大震災の被害が大きかった岩手、宮城、福島県などの医療

機関に支払われる診療報酬の特例措置について、期限を来年3月末まで6カ月延長する

ことを決めた。厚労相の諮問機関、中央社会保険医療協議会(中医協)が同日、承認した。特例措置では定数を上回る入院患者を受け

入れても診療報酬の減額措置の対象としないことや、仮設の建物での保険診療などを認めている

### *Point of view*

◎ いまだに震災の爪あとが残る東北地方ですが、未だ有志の先生がボランティアにて、被災地でがんばっているニュースなどを見ると、心がうたれます。当然ですが復旧にはまだまだ時間がかかるかと思いますが、自分に来ることを探していきながら、できる限り、被災地の皆様の力になっていければと思います。

## ▼ 葛城市、医療費助成 中3まで拡大へ

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/nara/news/20130902-OYT8T01254.htm> Yomiuri.co.jp

葛城市は、小学6年生までが対象の子供の医療費助成を、来年4月から中学3年生までに拡大する方針を決めた。入院だけでなく、通院も助成するのは、県内12市では初めてという。6日開会の定例市議会に条例改正案を提案する。同市は現在、6歳までの乳幼児医療費に加え、小学6年生までの入院と歯科診療を助成している。1医療機関あたり通院は1か月500円、入院は同1000円の自己負担が必要。

来春からは、小学生の通院、中学生の通院

と入院、歯科診療も助成する。市内の中学生は約1100人おり、年間約3000万円の支出増が見込まれ、事務経費の削減などでまかなう。山下和弥市長は「子育て世代の負担を軽減し、近い将来、経済活動を担う子供たちに多く住んでもらいたい」としている。

県によると、県内では山添村が高校卒業まで、斑鳩町など14町村が中学3年生まで助成。奈良市など4市は中学生について、入院のみ助成対象にしている。

### *Point of view*

◎ この試みは、非常に有意義だと思います。どの時期においても、口腔内の健康が非常に重要であるのは紛れもない事実ですが、特に中学3年生までの時期において、咬合育成の観点からも、この時期における、予防や早期治療の必要性は先生方もご存知の通りかと思いますが、家庭の経済状況などにより、治療の継続が難しい場合の問題点を解消できる策になるかと思えます。市町村の予算の関係もあると思いますが、全国的にも是非追従してもらいたいと思えます。

## ▼フッ化物うがい推進へ機関設置 熊本市歯科保健協

<http://qq.kumanichi.com/medical/2013/08/post-2214.php>

kumanichi.com

医療、教育関係者らでつくる熊本市歯科保健推進協議会(会長・宮本格尚市歯科医師会長、19人)は27日、むし歯予防に有効とされるフッ化物洗口(うがい)の推進策を検討する内部検討機関を設けることを決めた。市は昨年度から、フッ化ナトリウム水溶液で口の

中をすすぎ歯の再石灰化を促すフッ化物洗口について、各区1小学校のモデル校を足掛かりに普及させることを目指している。

しかし、南、西の両区でモデル校が決まらないなど思うように普及していないのが現状。このため協議会メンバーのうち医療関係の専

門家ら 11 人で内部機関を設け、具体的な推進策を協議。障害者の歯科診療環境の向上についても検討する。同日、市議会棟であった会合では、委員から「フッ化物に対して一

部で危険という誤解がある。市販の歯磨き粉にも含まれ、安全性に問題はない」などの意見が出た。

### Point of view

◎ フッ素のう蝕への予防効果は、すでに先生方のご存知の通りですが、地域においても、このように、う蝕予防推進の運動が行われていることは、非常に有用かと思えます。未だに、患者さんのフッ素の有害性の可能性について質問を受けることもあります。フッ素の有用性について、患者さんに啓発をしつつ、全国的にも、この流れに追従して行ってほしいですね。

## ▼「すばらしい日本の皆保険、維持しなければ」安倍首相

朝日新聞 <http://www.asahi.com/politics/update/0912/TKY201309120321.html>

安倍晋三首相

実は4月、ロシアに参りました時、いよいよプーチン大統領との首脳会談というときになって、奥歯が急に痛くなりました。奥歯が痛いままでは、にこやかなというか勝負をかけた会話ができません。直ちに歯医者さんを探しましてね。どういうわけかお医者様はフランス人。ロシア語の通訳を連れて行ったら、フランス

語だと言われ調子が狂ったんですが何とか一時的に良くなったんですが、後で請求書を見てやっぱり日本の皆保険はすばらしいと。誰でも高度な歯科医療を受けることができる。この制度を断固として私たちは維持していかなければならない、こう決意をしている次第でございます。(東京都内の日本歯科医師会のパーティーで)

### Point of view

◎ TPPの影響で国民皆保険制度が自由化される可能性もあります。日本の立場としては国民皆保険制度は維持していくという方向性のようです。医師会や歯科医師会としては、この方向性を維持していく考えのようです。

## ▼1日3杯の紅茶でむし歯予防できる—英調査結果

マイナビウーマン <http://news.livedoor.com/article/detail/8012729/>

午後のティータイムに、紅茶を1杯とは優雅ですが、その1杯が実は歯の健康に貢献しているという調査報告があるんです。

英国栄養財団(British Nutrition Foundation)の会報での最新の報告によると、紅茶には、むし歯や歯周病の原因となる細菌を退治する作用があるそうです。

研究者によれば、1日最低3杯紅茶を飲むことで歯の健康を保てるそうです。

むし歯は、口内の細菌が炭水化物に反応し酸をつくり、それが歯のエナメル質を溶かす

ために起きます。

この調査を行った Dr. Carrie Ruxton さんによると、紅茶に含まれるフロボノイドやカテキン、タンニンなどの抗酸化物質が、菌の付着や繁殖を防ぎ、むし歯が起こる連鎖作用を断ってくれるとか。

この効果は、紅茶に砂糖を加えても同じだそうです。さらに、緑茶にも同じような効果を持つため、日本茶派の人にもうれしい事実ですね。

### Point of view

◎この手の研究は多くされてきていますが、研究室での結果が実際の口腔内でそのまま起こるかどうかは分からないところがあります。この研究の結果が人間の口腔内でも細菌の繁殖を防ぐ効果があればそれは素晴らしいことですが、慎重に考えなければなりません。私としてはやはり一番の予防はプラークコントロールであると思っております。

## ▼歯科医師ら3人に感謝状 小4救助で…富山

ヨミドクター <http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=83789>

富山北署は28日、富山市の岩瀬浜海水浴場で海に溺れた小学4年生の男児を連係して救助した同市内の男性3人に感謝状を贈った。

3人はそれぞれAED(自動体外式除細動器)の講習を受けており、適切な救助活動につながった。

同署によると、溺れた男児は既に退院、後遺症などもなく元気に生活しているという。感謝状を贈られたのは同市金泉寺、歯科医師で富山大大学院生の山田浩太さん(30)、父で歯科医師の耕(こう)さん(59)、同市藤木、自動車販売業南部圭祐さん(36)。

15日午前11時過ぎ、溺れた男児を叔父が

浜に引き上げた後、近くにいた浩太さん、耕さん親子が首や手首に触れて脈や呼吸を確認し、気道を確保。南部さんが人工呼吸を行い、男児は一命を取り留めた。同署によると、救助の翌日、男児が集中治療室から一般病棟に移ったと両親から3人に連絡があったという。

同署の前田幹二署長は「迅速で適切な救助があったから大切な命が救われた」と3人をたたえ、男児について、「元気に遊び回ります」と両親から連絡があったことを報告、3人は笑顔を見せた。小学生の子どもがいる南部さんは「救助には不安もあったが、我が子だったらと思うと勇気が出た」と語った。

### Point of view

◎歯科医師もAEDの講習を受けている先生が多くなってきております。人々の健康を口腔内だけ守るのではなく、全身状態や命も救えるような歯科医師でありたいと思います。

人の体を扱う歯科医師として、日々の診療においても偶発的な事故が起こる可能性もあります。そのようなときでも適切に行動できるようになっておく必要があります。

引き続き 9月19日歯科通信より興味深い記事がありましたので紹介します。

## ▼う蝕が頭頸部がんを抑制？ええっ？

アメリカで研究論文「う蝕があると頭頸部がんのリスクが低下する」とする研究論文が、アメリカ医師会雑誌(JAMA)の耳鼻咽喉科—頭頸部がん専門版に掲載され、さまざまな話題を呼んでいる。論文を執筆したのは、ニューヨーク州立大学バッファロー校口腔診断学講座のMine Tezal 研究所教授(社会医学・予防医学)を中心とする研究グループ。アメリカの医学サイト「MadPage Today」9月13日号は、JAMA 雑誌の解説を「カリエスは、がんを抑制する」と題して掲載。各国でも話題が広がっている。

Tezal 氏の研究は399人の頭頸部がん患者と、212人のがんの診断を受けていない人のう蝕経験を調査し、その結果、がん患者のう蝕経験が有意に少ないことが分かったという初期的な横断研究。う蝕ががんを抑制するメカニズムとしては、う蝕原因菌の一つである乳酸桿菌がT細胞から分化されるTh1リンパ球を活性化させ、がんを抑制できるというストーリーが想定されている。

Tezal氏は過去に、「偏性歯周病は、扁平上皮がんのリスクを増大させる」との論文を、がんの疫学専門雑誌「Cancer Epidemiol Biomarkers Prev.」誌（2009年9月号）に掲載している。ここでは逆に、歯周病原菌が、Th1リンパ球を抑制して免疫のバランスをとるTh2リンパ球を活性化させるため、両者のバランスが崩れる結果、がん化するというメカニズムが想定されている。

みなさんはどう感じましたか？興味を持って今後注目です。日本ではどうなのでしょう？

## 今月の中医協

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008ffd.html#shingi2>

平成25年9月4日（水） 総会、費用対効果評価専門部会、保険医療材料専門部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000020548.html>

- ・被災地における特例措置について
- ・先進医療制度の運用の見直しについて
- ・主な施設基準の届出状況等（P20 歯科についての記入あります。）
- ・主な選定療養に関わる報告状況（p4より歯科関連です。）

平成25年6月26日（水） 総会、保険医療材料専門部会、薬価専門部会、診療報酬基本問題小委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000023859.html>・・・総会

- ・臨床検査の保険適用について（歯科に関する情報なし）
- ・診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」からの報告について
- ・DPCに関する特別調査の実施（案）について
- ・社会保障審議会 医療保険部会・医療部会「次期診療報酬改定における社会保障・税一体改革関連の基本的な考えについて」について

## シリーズ 保険医の心得 A to Z —療養担当規則勘どころ—

### 第5回

（一部負担金等の受領）

**第五条** 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であった者については**法第七十四条**の規定による一部負担金、**法第八十五条**に規定する食事療養標準負担額（**同条第二項**の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、**法第八十五条の二**に規定する生活療養標準負担額（**同条第二項**の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は**法第八十六条**の規定による療養（**法第六十三条第二項第一号**に規定する食事療養（以下「食事療養」とい

う。)及び[同項第二号](#) に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)を除く。)についての費用の額に[法第七十四条第一項](#) 各号に掲げる場合の区分に応じ、[同項](#) 各号に定める割合を乗じて得た額(食事療養を行った場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行った場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。)の支払を、被扶養者については[法第七十六条第二項](#)、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から[法第一百十条](#)の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。



各個人で決まっている一部負担金の割合に基づいた治療費(一部負担金)を窓口にて、受け取る義務があります。



今日の治療費  
特別にサービス  
します

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において[法第八十五条第二項](#) 又は[第一百十条第三項](#)の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において[法第八十五条の二第二項](#) 又は[第一百十条第三項](#)の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、[法第六十三条第二項第三号](#)に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)又は[同項第四号](#)に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において[法第八十六条第二項](#) 又は[第一百十条第三項](#)の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。



食事療養、生活療養、評価療養、選定療養が認められている療養費に関しては、国で定められた規定を超えた金額分について、支払いを受けることができます。

歯科においては、「金属床総義歯」、「貴金属による前歯部の金属歯冠修復」「う蝕罹患患者の指導管理(C選療)」が、該当します。

国に認められている療養費については、厚生労働省のHPを参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/sensiniryu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/sensiniryu/index.html)



(領収証等の交付)

選定療養費分〇〇円を  
差し引きました、差額分  
△△円を頂戴いたします

**第五条の二** 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

**2** 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

**3** 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。





保険医療機関は、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を、無償で交付しなければならない義務があります。



領収書を出さないかわりに、治療費をまけてきますね！！

## コーヒーブレイク

### ええっ、そんなあ～ 何故そんなこと??

ハードクレマーや業務妨害を行う人に対する対応について  
－ 仕方なく、警察に通報せざる得ない時のタイミングとは？－

患者さんの性格は様々です。困った患者さんの例を挙げると、予約時間を守らない方、処方した薬を飲まない方、治療方針に従っていただけない方など。ただ、特に最近では、度を越えたクレームをつける方（ハードクレマー）や暴れたりして業務の妨害をされる方など、「困った」で済まされない事例も増えてきているように思います。実際に、院内でお酒を飲み、大騒ぎをする事例、朝早くから出入り口を占拠し、大声でわめき散らかす事例、凶器を持ち脅迫を行う事例など、自分だけで対応するのが危険な事例が、広島市内でも報告されてきています。

このような事例に遭遇してしまった場合、先生方も本意ではないかと思いますが、仕方なく警察に通報という手段をとらざる得ない場合もあります。しかし、通報しても、治療に対する抗議をされているだけと判断されてしまった場合では、対応していただけないケースもあります。

そこで、今回のコーヒーブレイクでは、運悪く、ハードクレマー等の対応をしないとけなくなった時、対応が自分の手に負えなくなってきた時、どのタイミングで警察に通報を行うべきかについて、一案を示したいと思います。



ちよつとくらいのクレームで、呼び出さないでよね・・・

さて、実際に歯科医院でのトラブルで警察が介入し対応できるケースですが、**「刑法」に順じた犯罪行為に対し警察は対応することから、「刑法」で示されている、以下の5つの項目に該当する場合が考えられます。**

- (1) 信用毀損・業務妨害・威力業務妨害
- (2) 脅迫・強要・恐喝
- (3) 器物破損・建造物等損壊
- (4) 住居侵入
- (5) 傷害・暴行

(1)についてですが、信用毀損とは、例えば、根拠のない悪評や噂を流され、歯科医院の名誉を傷つけられた場合など、業務妨害・威力業務妨害とは、院内で暴れたり大声を出したりして、通常の歯科医療業務が行えない状況にした場合など。また、(2)～(5)については、(2)威嚇や畏怖、脅された場合、(3)院内にある器物・建物を故意に破損させられた場合、(4)本来の来院目的（歯科治療や治療説明等を受けるための来院）以外で、管理者の意思に反して院内に入られた場合、(5)暴力行為を行われた場合、などがあげられます。

(刑法について詳しく知りたい方は、以下のリンクを参照下さい)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40H0045.html>

では、実際に警察へ通報するタイミングですが、厳密には、「問題とする事案について、犯罪性が立証できるか否か」によるため、(1)～(5)の事象が起こった場合、直ちにということになります。しかし、緊急事態に陥り、冷静な判断がしにくい状態で、この犯罪の成立を判断する、またこの機会を待つというのは、現実的ではありません。

一般的には、

- ・ 通常診療を妨げる言動を寄せられた、もしくは行為（迷惑行為を含む）が行われた場合
- ・ 医院に置いてある、器物の破損が行われた場合
- ・ 治療目的以外で来院した事が確認でき、かつ、管理者による退去の要求に応じない場合

こうなった場合には、警察に介入してもらえる必要十分条件を満たしたと考えられ、この旨を警察に連絡し、対応をしてもらうというのが、現実的です。ただし、警察が来ることで、クレーマーが、急に態度を変えるケースもありますので、ボイスレコーダー等を準備し、行為を立証できるようにすることをお勧めします。

また、生活保護の方について、このような問題が起きた場合には、担当のケースワーカーへの連絡により、広島市の担当部署との連携等がとれるシステムが確立されています。先般、(7月中旬)広島市歯科医師会から送付いたしました、「広島市からのお知らせ」の記事をご参照ください。

このような問題が起こらないのが一番ですが、もし起きてしまった場合の対処について、対応が決まっている場合と決まっていない場合では、被害の大きさが変わってくると思います。この記事を、万が一の時の参考にしていただけたらと思います。

## 広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz サイマルラジオスタート」  
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FM ちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記 FM ちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

## 9月24日収録 10月7日放送分

広島市歯科医師会理事 水内裕之「顎関節症について」

硬いものを噛んだら顎が痛くなったがしばらくすると治った、あるいは症状が改善せず症状が悪化して口が開かなくなったかたもいらっしゃるのでは？こんな「顎関節症」についてのお話をします。また無意識のうちに歯をカチカチ当てる癖、噛みしめる癖があると顎関節症になりやすくなるのでご注意ください！

## 9月24日収録 10月14日放送分

広島市歯科医師会 山田英太郎 「これって知覚過敏？」

テレビ・雑誌、はてはインターネットに至るまで、巷にあふれている冷たい食べ物、スイーツや飲み物。でもせっかくのお楽しみなのに「歯がしみるから」と敬遠している方も多いのではないのでしょうか。原因はいろいろありますが、今回はその一つであると考えられている病気「知覚過敏」についてお話します。

## 9月24日収録、10月21日放送分

広島市歯科医師会 田中尊治 「知っていますか？酸蝕症」

歯に穴があいたり、歯の色が変わったりするのは、むし歯だけではありません。お口の中が酸性になっている人は、「酸蝕症」という疾患になるリスクが高くなり、重症になると、むし歯でないのに、歯に穴があいたりすることがあります。今回はこの「酸蝕症」について、詳しくお話します。

## 9月24日収録、10月28日放送分

広島市歯科医師会 福島整 「歯周病は全身の病気に悪影響を及ぼします」

歯は、食べ物が初めて出会う「消化器」なので、歯周病による歯の喪失は全身に大きな影響を及ぼします。さらに、歯周病が全身のさまざまな病気に関わっていることが分かってきています。歯周病を予防して、より健康な体を目指しましょう。

## 9月定例理事会報告

### 部外報告

8月29日 個別指導に係る立会  
" (県)臨時代議員会  
8月30日 学校検診器具の滅菌事業公告  
9月 1日 広島大学病院開院記念式典  
9月 3日 口腔保健センターについて  
県歯会との協議  
9月 8日 休日診療衛生士会説明会  
9月 9日 学校検診器具の滅菌事業入札  
" 広島市医療安全推進協議会  
9月10日 広島歯科医療安全支援機構  
説明会  
9月11日 学校検診器具の滅菌事業開札

9月12日 日歯臨時代議員会  
" 滅菌業者との協議  
9月17日 学校検診器具の滅菌事業落札  
決定通知  
9月24日 学校検診器具の滅菌事業契約  
9月25日 学校検診器具の滅菌事業  
配送業者との打合わせ  
9月20-22、24、25日  
社保診療報酬審査会  
(連盟関係)  
8月29日 ゆざき英彦県知事時局講演会  
9月 2日 平口ひろし君を励ます会  
9月13日 うすい法明君の広島市議会

議長就任・在職  
30周年を祝う会  
9月24日 石橋良三君の議員在職20年  
と副議長就任を祝う会  
9月30日 熊本憲三君第100代広島市議  
会副議長就任祝賀会

**総務関係**

9月6日 滅菌事業検討会  
9月14日 滅菌事業説明会  
9月21日 オートクレーブの使用法に  
ついての研修  
" 広島市歯科医師会第1回  
学術講演会  
9月24日 三役会  
9月25日 定例理事会

**(入会関係)**

9月11日 入会前面談(西区 豊田育星先  
生)

**(1) 公衆衛生部**

9月2日 学校歯科検診器具滅菌対策  
委員会  
9月6日 学校歯科検診器具滅菌対策  
委員会  
9月10日 公衆衛生部委員会  
9月11日 (県)公衆衛生部常任委員会  
9月12日 学校歯科検診器具滅菌対策  
委員会  
9月14日 学校歯科検診器具滅菌対策  
委員会  
9月19日 広島市歯科医師会学術講演会

**<学校歯科保健> (上田理事)**

8月30日 第2回乳児期における咀嚼嚥  
下機能に関する実態調査事業  
9月5日 南区地域包括支援センター  
運営協議会  
9月12日 広島市教育委員会との協議  
" 広島市医師会病院滅菌室見学  
9月16日 平成25年度在宅医療推進医  
等育成研修  
9月18日 学校嘱託歯科医研修会  
9月21日 オートクレーブの使用法に  
ついての研修

**<高齢者歯科保健> (小松理事)**

8月29日 ゆざき英彦県知事時局講演会  
8月30日 (県)デンタルサッカー  
フェスタ2013反省会  
9月5日 平成25年度第1回広島市地  
域密着型サービス運営委員会  
" 中区介護認定審査会研修会  
9月9日 第11回災害時医療研修会  
9月10日 第1回児童虐待防止対策会議

9月18日 (県)予行(オレンジリング・  
イベント)  
9月20日 基町地域包括支援センター主  
催介護予防教室(基町小学校)  
9月21日 (県)オレンジリング・イベント  
(認知症サポーター養成講座)

**<一般歯科保健> (能美理事)**

8月28日 (県)国保連合会の歯科検診  
8月29日 ゆざき英彦県知事時局講演会  
9月3日 (県)広島県歯科衛生連絡  
協議会  
9月8日 広島地区休日歯科救急医療  
事業後期打ち合わせ会  
9月19日 歯科衛生士職場復帰セミナー  
9月21日 (県)オレンジリング・イベント  
9月24日 東区包括支援センター運営  
協議会

介護認定審査会 8月28日、9月4日、  
18日、19日

**(2) 学術部 (本山理事)**

9月6日 南区支部新規入会者説明会  
9月9日 第1回広島県警察歯科医会  
研修会準備委員会  
9月10日 広島歯科医療安全対策支援  
機構説明会  
9月11日 新入会員面談  
9月12日 学術部委員会  
9月14日 インプラント学会(博多)  
9月15日 アンチエイジング歯学会  
打ち合わせ(大阪)  
9月17日 広島大学大学院救急医学教室  
貞森先生と協議  
9月21日 広島市歯科医師会第1回  
学術講演会

**(3) 保険・医療対策部 (瓜生理事)**

8月29日 (県)臨時代議員会  
" 新規個別指導  
9月12日 (県)保険部常任委員会  
" 新規個別指導  
委員会  
9月18日 委員会  
9月18-22日 国保歯科審査部会  
9月21日 広島市歯科医師会第1回  
学術講演会

**(4) 情報調査部 (水内理事)**

9月10日 広島歯科医療安全対策支援  
機構説明会  
委員会  
" 委員会  
9月24日 FMちゅーピー収録

#### (5) 広報部 (橋岡理事)

- 9月 3日 委員会  
9月10日 小委員会  
9月17日 FMちゅーピー (堀部様)との協議  
9月21日 広島市歯科医師会第1回  
学術講演会  
9月24日 FMちゅーピー収録  
(水内裕之・山田英太郎・  
田中尊治・福島整)  
FMちゅーピー (新聞掲載)  
9月 1日 デンタルパークQ&A  
花木清隆 (広島)  
9月 8日 唾液の効能  
大石正臣 (広島)  
9月15日 輝く笑顔は健康的な口元から  
植木貴宏 (広島)  
9月22日 口臭の原因と対策  
大井手和久 (広島)  
9月29日 喫煙と受動喫煙の危機  
村上明延 (広島)

#### (6) 広島市歯科医師会ホームページについて

ホームページアクセス数

一般サイト 訪問者 483 (累計 4,484)

ページビュー 2,747 (累計 29,888)

会員サイト 訪問者 304 (累計 1,420)

ページビュー 2,067 (累計 10,866)

保険・医療対策部

8月31日 通所口腔ケア事業関連追加

9月 4日 (県)保険部メルマガ・保険部  
ニュースバックナンバー追加

9月11日 院内掲示物追加

情報調査部 … Talking Heads<最新情報>

掲載件数 118件 (8/26~9/20)

#### (7) 特別委員会

- 9月 2日 第9回学校歯科検診器具  
滅菌対策検討委員会  
9月 6日 第10回学校歯科検診器具  
滅菌対策検討委員会  
9月12日 第11回学校歯科検診器具  
滅菌対策検討委員会

- 9月14日 第12回学校歯科検診器具  
滅菌対策検討委員会  
9月27日 (県)第2回会館建設特別  
委員会予定

#### (8) 救急蘇生委員会

特になし

#### (9) 苦情相談

- 9月 6日 苦情 民間医療病院 (歯科標榜無し)  
へ対するクレーム  
(60歳代女性)

#### 4. 協議事項

- (1) 会費について  
終身会員取得による会費額変更 (2件)、  
勤務形態変更による会費額変更 (1件)  
につて承認。  
(2) 入会について  
南区支部中川誠先生の入会について  
承認。西区支部入会希望者について  
報告、協議。  
(3) 学校検診器具の滅菌事業について  
現状報告及び今後の対応について協議  
(4) 災害コーディネーター研修会について  
研修会派遣者について協議  
(5) 警察歯科医師会の人選について  
東区警察移転などによる警察歯科医会  
への対応について協議  
(6) 学術講演会ハンズオンセミナーについて  
実施内容について協議  
(7) ラジオ番組への出演依頼について  
依頼内容報告及び対応について協議  
(8) FMちゅーピーのQ&Aについて  
質問及び対応について協議  
(9) 謝礼及び招聘旅費に関する内規について  
標記内規について理事会承認  
(10) 新年互礼会の日程について  
1月4日開催で決定  
(11) その他  
特になし

#### 5. その他

特になし

#### 会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事橋岡優までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 橋岡 優 E-Mail: s.d.c@helen.ocn.ne.jp